

入札の注意事項

- 1 代表者が入札される場合
代表者印を押印してください。なお、委任状の提出は不要です。

- 2 代理人が入札される場合
代表者でなく代理人が入札される場合は、委任状が必要です。
委任状に、委任者印・代理人（受任者）印を押印、必要事項を記入のうえ、入札書と同時に提出してください。

- 3 入札書について
 - (1) 入札書は、「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。

 - (2) どちらも、代表者印を押印しておいてください。ただし、代理人が参加の場合は代表者印は不要ですが、代理人印を押印してください。

 - (3) 入札金額は、機器費、パッケージされているソフトウェアの費用、搬出・搬入費用、諸経費等を積算の上、1台あたりの費用（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記入してください。

※ 代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」）の押印がない入札書は無効となります。
※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

- 4 消費税及び地方消費税（相当額）について
入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。
※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。